

令和7年度

固定資産税（償却資産） 申告の手引き

平素より、市税につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を申告していただくことになります。

つきましては、この「申告の手引き」をお読みいただき、申告書を作成のうえ期限内にご提出いただきますようお願いいたします。

●申告期間： 令和7年1月6日（月） ～ 令和7年1月31日（金）

●提出及び問合せ先

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地
海津市 税務課 課税第2係
TEL 0584-53-1116

●提出していただく書類

前年中に資産の増加や減少があった方	・償却資産申告書 ・種類別明細書
前年中に資産の増加や減少がなかった方	・償却資産申告書（備考欄に「増減なし」を記入してください。）
初めて申告する方	・償却資産申告書 ・種類別明細書
全資産申告をする方	・償却資産申告書 ・1月1日現在の全資産の種類別明細書 資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産の種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

※申告書を郵送する方で控用の申告書に受付印が必要な方は、提出用と控え用両方の申告書と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※e L T A Xによりパソコンから電子申告することができます。

※今年度、市の申告用紙以外で申告をされた方については、翌年の申告用紙の送付を省略します。申告用紙の送付を希望される場合はお申し出ください。



1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、農業、不動産業等すべての事業）の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に参入されるものをいいます。

例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品などが対象となります。

2. 申告していただく方

令和 7 年 1 月 1 日現在において、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、農業、不動産業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方が対象となります。また、次の方も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
 - (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
 - (3) 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
 - (4) 償却資産を共有されている方
- （持分に応じて個々に申告ではなく、共有者全員の連名で申告です。 例：海津太郎 外 2 名）

※申告書が送られてきた方で、事業を廃止、解散、休業されている場合、または償却資産をお持ちでない場合も、お手数ですが申告書の備考欄にその旨を記入し提出していただきますようお願いします。

3. 申告の対象となる資産

令和 7 年 1 月 1 日時点で、事業の用に供することができる資産で次のいずれかに該当するものです。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 耐用年数が 1 年以上かつ取得価格が 10 万円以上で、3 年一括償却していない資産。あるいは取得価格が 10 万円未満であっても、法人税法または所得税法の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上されているもの
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (4) 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- (5) 償却済資産（耐用年数が経過資産）
- (6) 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- (7) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）
- (8) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）
- (9) 福利厚生のに供するもの
- (10) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します）

4. 申告の対象とならない資産

- (1) 平成 10 年 4 月以降開始の事業年度に取得した償却資産のうち、耐用年数が 1 年未満または取得価格が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの
- (2) 取得価額が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上 3 年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの

- (3)商品、貯蔵品
- (4)牛、馬、果実、その他の生物（観賞用、興行用、これらに準ずる用に供する生物は申告対象）
- (5)書画骨董（複製品等減価償却しているものは申告対象）
- (6)無形減価償却資産（漁業権、特許権、平成12年4月1日以降取得分のソフトウェア等）
- (7)自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等
- (8)平成20年4月1日以降に取得し売買扱いとするファイナンスリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

<経理区分と取得価額による申告対象>

○：必要、×：不要

取得価額 \ 償却方法	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例※1	3年一括償却※2	一時損金算入※3
10万円未満	○		×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

(※1)中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。

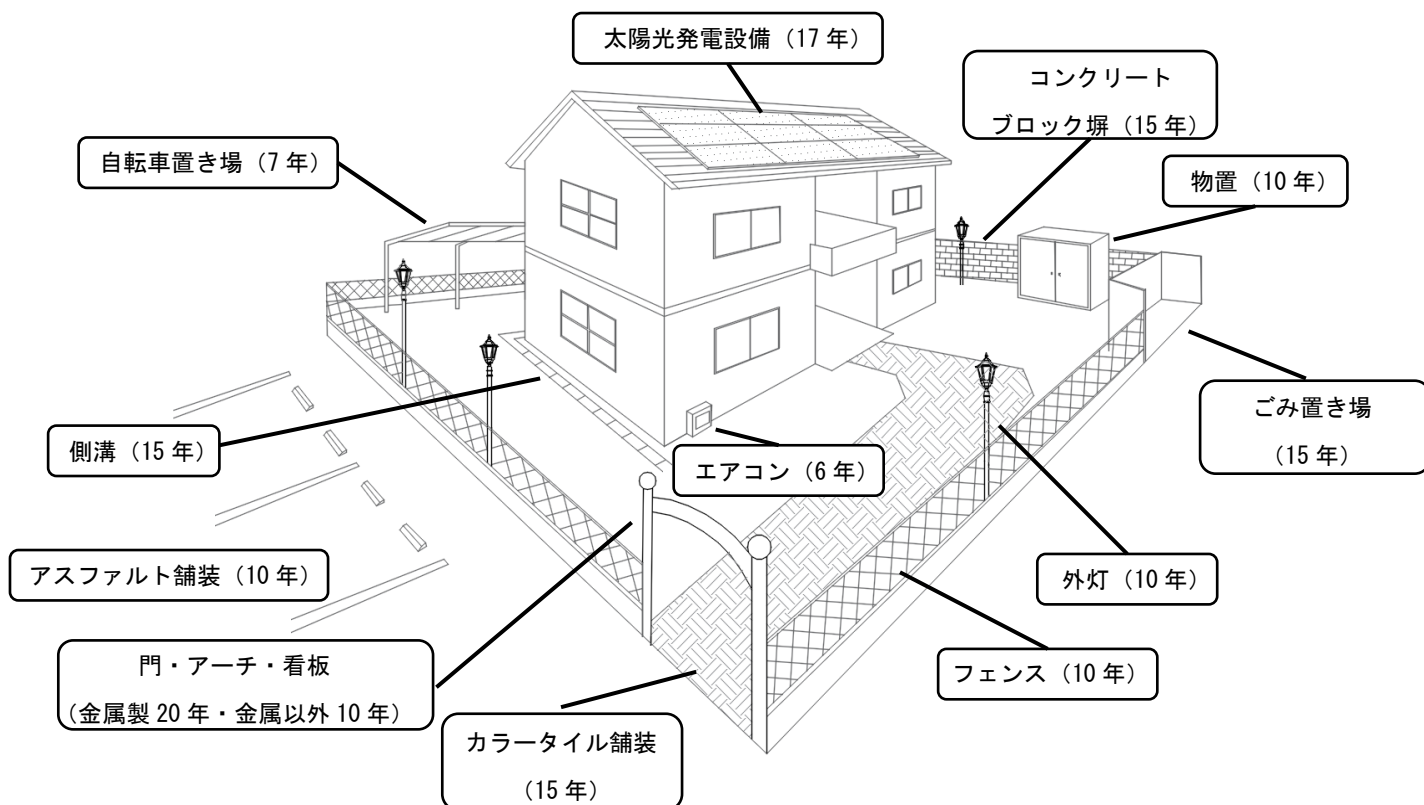
(※2)法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(※3)法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

5. 業種別の主な償却資産

業 種 名	主 な 償 却 資 産
各 業 種 共 通 の も の	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視設備、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲 食 業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌機、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、 給排水設備等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
喫 茶 ・ 軽 食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自 動 車 整 備 業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
食 肉 販 売 業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
農 業	ビニールハウス（家屋として評価されていないもの）、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機等の農業用機械設備、 農業用器具

【賃貸用アパートを建てた場合の主な償却資産】



6. 償却資産の評価と課税標準額

償却資産の評価においては、取得価額を基礎として、その資産の耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる減価を考慮して価額を求める方法をとっています。ただし、前年中に取得した資産の評価は、取得月にかかわらず半年分を償却します。

【課税標準額の算出】

個々の資産ごとに「評価額」を計算し、その合計が課税標準額になります。

課税標準の特例（6 ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額のそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

【計算方法】

区 分	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評 価 額	$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right)$	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$
	$(\text{取得価額} \times \boxed{\text{率表の前年中取得欄の率}})$	$(\text{前年度評価額} \times \boxed{\text{率表の前年取得欄の率}})$

注：1 減価率（償却率）は耐用年数省令の定率法による償却率を用います。

2 の部分は、「償却資産減価残存率表」（13 ページ）の数値になります。

【計算の具体例】

次のような償却資産の申告がある場合について、令和7年度課税標準額がどのように求められるのか、「償却資産減価残存率表」（13 ページ）を用いて計算してみます。

・資産の明細

品名	取得年月	取得価格	耐用年数	減価残存率 (前年中取得)	減価残存率 (前年前取得)
サインポール看板	令和5年 4月	800,000	20年	0.945	0.891
受変電設備	令和5年 4月	1,000,000	15年	0.929	0.858
その他の電気設備	令和5年 4月	2,550,000	15年	0.929	0.858

・一品ごとの価額の計算

品名	評 価 額
サインポール看板	$800,000 \times 0.945 \times 0.891 = 673,596$
受変電設備	$1,000,000 \times 0.929 \times 0.858 = 797,082$
その他の電気設備	$2,550,000 \times 0.929 \times 0.858 \div 2,032,559$ (小数点以下切り捨て)
合計	3,503,237

7. 税率・税額など

○税率 課税標準額の100分の1.4（1.4％）
（地方税法第350条・海津市税条例第62条）

○税額 税額 = 課税標準額 × 税率
（100円未満切捨） （1,000円未満切捨） （1.4/100）

○免税点 課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
（地方税法第351条・海津市税条例第63条）

※150万円未満であっても申告は必要です。

○納期 年4回（通常5月、7月、12月、翌年2月）
（地方税法第362条・海津市税条例第67条）

8. 国税との主な違い

項 目	国税の取扱い（法人税・所得税）	地方税の取扱い（固定資産税（償却資産））
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減 価 償 却 の 方 法	定率法、定額法等の選択制 （建物については定額法）	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増 加 償 却	認められます	認められます（※注1）
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5（※注2）
改良費の評価方法	原則区分評価（一部合算評価）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）

※注1 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加償却をした資産がある場合は、税務署長
又は国税局長に提出した届出書又は承認通知書の写しを申告書に添付してください。

※注2 固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の5％が最低限度額となります。

9. リース資産の取扱い

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している賃貸人が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている賃借人が申告場合があります。

リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は次のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンスリースを含む。)	申告不要	資産の所在する 市町村へ申告必要
売買にあたるようなリース資産	自己の資産として申告必要	申告不要

10. 非課税

地方税法第 348 条に規定する資産は、非課税の対象となります。

該当する資産がある方は、種類別明細書の摘要欄に適用条項と「非課税」と記載し、償却資産申告書内「18 備考（添付書類等）」欄にその旨を記入してください。

11. 課税標準額の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等の規定によって一定の要件に該当する償却資産については、固定資産税の課税標準額が軽減されます。特例の主なものは次の表のとおりです。

該当する資産がある方は、種類別明細書の摘要欄に適用条項と「特例」と記載し、償却資産申告書内「18 備考（添付書類等）」欄にその旨を記入してください。

対象となる資産	特例率	取得期限	適用条項	添付書類
家庭的 保育事業用施設	価格の 1/2		地方税法第 349 条の 3 第 27 項 海津市税条例第 61 条の 2 第 1 項	・認可書類（写）
居宅訪問型 保育事業用施設	価格の 1/2		地方税法第 349 条の 3 第 28 項 海津市税条例第 61 条の 2 第 2 項	
事業所内 保育事業用施設	価格の 1/2		地方税法第 349 条の 3 第 29 項 海津市税条例第 61 条の 2 第 3 項	
水質汚濁防止法に 規定する污水又は 廃液の処理施設	価格の 1/2	令和 6.4.1 から 令和 8.3.31 までの 取得分	地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号 海津市税条例附則第 10 条の 2 第 1 項	・特定施設設置 届出書（写）
再生可能エネルギー 発電設備（太陽光） （※1）	1,000kw 未満 価格の 2/3	令和 6.4.1 から 令和 8.3.31 までの 取得分	地方税法附則第 15 条第 25 項第 1 号イ 海津市税条例附則第 10 条の 2 第 10 項	・再生可能エネルギー 事業者支援事業費補 助金交付決定通知書 及び申請書（写）
	1,000kw 以上 価格の 3/4		地方税法附則第 15 条第 25 項第 3 号イ 海津市税条例附則第 10 条の 2 第 15 項	
中小事業者等が「認 定先端設備等導入計 画」に基づき新規取 得した生産性向上に 資する設備	賃上げ方針の 表明無 価格の 1/2	令和 5.4.1 から 令和 7.3.31 までの 取得分	地方税法附則第 15 条第 44 項	・先端設備等導入計画に 係る認定書及び認定 申請書（写） ・先端設備等に係る投資 計画の確認書（写） ・チェックシート等
	賃上げ方針の 表明有 価格の 1/3			

※ 1 自家消費型太陽光発電設備で、政府の補助を受けたものに限る。

注：この表は一部について例示したもので、すべてを記載していません。また、地方税法の改正により内容が変更されることがあります。詳細については課税第二係までお問い合わせください。

12. 家屋の附帯設備における家屋と償却資産の区分

家屋の附帯設備には、固定資産税の取扱上、家屋に該当するものと償却資産に該当するものがあります。

一般的には、単に移動を防止する程度に取り付けられたものや、独立した機器としての性格の強いものは、償却資産として評価されます。

また、工場における機械のための動力配線等や、飲食店、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をするための洗濯設備等のサービス設備も償却資産の申告の対象になります。

家屋の所有者と異なる者（テナント）が事業の用に供するために、貸ビル・貸店舗等に施工した内装及び造作並びに電気設備、給排水設備、空調設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備については、家屋所有者から分離して賃借人の償却資産として取り扱います。

（地方税法第 343 条第 10 項・海津市税条例第 54 条第 8 項）

設 備 等 の 内 容		家屋と附帯設備の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
設 備 等 の 内 容		家屋と附帯設備の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
3	ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5	電気設備（2、3、4に該当するものを除く。）	○			◎
6	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		◎		◎
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
9	給排水、衛生及びガス設備	○			◎
10	冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備 （工場等における生産設備であるボイラー等を除く。）	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙、火災報知設備	○			◎
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			◎
14	金庫室の扉	○			◎
15	店舗造作、間仕切り（※注）	○			◎

※注 間仕切りのうち、簡易なものはすべて償却資産となります。

家屋と設備の所有者が同じ場合は、下の表も参考にしてください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 気 設 備	受・変電設備	設備一式・配電盤（配線・配管を含む）	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備（ Ⅱ ）	
	中央監視制御装置	装置一式（ Ⅱ ）	
	電灯照明設備	屋外照明設備（ Ⅱ ）	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線設備
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線設備
	インターホン設備	インターホン機器	配線設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線設備
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置（感知器等）
設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
給排水設備		特定の生産又は業務用設備、 屋外設備、引込工事	左記以外の設備
ガ ス 設 備		特定の生産又は業務用設備、 屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛 生 設 備			設備一式
換 気 設 備			設備一式
避 雷 設 備			設備一式
空 調 設 備		ルームエアコン	家屋と一体となっている 設備
消 火 設 備		消火器、避難器具、 ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、 スプリンクラー設備等
運 搬 設 備		工業用ベルトコンベア	エレベーター、 エスカレーター等
厨 房 設 備		顧客の求めに応じるサービス設備、 寮、ホテル、病院等の厨房設備	左記以外の設備
洗 濯 設 備		顧客の求めに応じるサービス設備	左記以外の設備
そ の 他 の 特殊な設備		簡易間仕切、看板、広告塔、 ブラインド、機械式駐車設備（ターン テーブルを含む）、LAN設備、 ゴミ置場（簡易なもの）、 POSシステム、株価表示板、 ろ過装置、避難器具、 集合郵便受け、夜間金庫等	劇場等の舞台、幕、 固定椅子、ルーバー、 カウンター、造り付け家具

13. 耐用年数について（10～13ページ参照）

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数によるものとします。ただし、例外として次の耐用年数も適用されます。

- （1）中古見積耐用年数……耐用年数省令第3条第1項の規定により見積もった耐用年数
※1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年に満たないときはこれを2年とする。

ア）法定耐用年数の全部を経過した中古資産の場合

$$\text{見積耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20 / 100$$

イ）法定耐用年数の一部を経過した中古資産の場合

$$\text{見積耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20 / 100$$

- （2）短縮耐用年数……耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数
※この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

14 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いに準じて申告します。

事業者の区分	国税（法人税・所得税）の経理方式	固定資産税（償却資産）の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

15. 固定資産課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて決定した価格等について、4月1日から税務課で課税台帳の閲覧ができます。（地方税法第382条の2）

詳細につきましては、「市報かいづ」等でお知らせします。

16. 実地調査のお願い

申告書受付後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、実地調査を行うことがあります。調査に伴って修正申告をお願いする事がありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく過年度に遡及しますので、あらかじめご承知おきください。

なお、検査拒否にあたる場合、懲役又は罰金を科されることがありますので、ご協力をお願いします。（地方税法第353条、第354条、第408条）

17. 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく申告されない場合、又は虚偽の申告をした場合は、過料等の罰則を科されることがあるほか、遡って課税され、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。（地方税法第368条、第385条、第386条、海津市税条例第75条）

償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資 産 の 種 類			細 目	耐用 年数	細 目	耐用 年数	細 目	耐用 年数			
1	構築物 及び 建物附属 設備	構 築 物	ビチューマルス路面	3	打ち込み井戸	10	広告用のもの	金属造	20		
			アスファルト路面	10	工場緑化施設	7		その他	10		
			コンクリート路面・ 砂利道	15	庭園	20					
			金属製へい	10	仮設建物	7	農業用のもの　ビニールハウス		8		
			ブロックべい	15							
		建 物 付 属 設 備	可動間仕切り	簡易なもの	3	屋外消火栓	8	アーケード 日よけ設備	主として金属製	15	
					その他のもの	15	屋外給排水設備		15	冷暖房設備	冷凍機の出力が 22kw以下のもの
							受・変電設備	15			その他のもの
			2	機械及び装置	下記別表参照						
			3	船舶	モーターボート	4	ボート・ヨット	5			
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4								
6	工具、器 具及び備 品	工 具	金型	2	切削工具	2	治具及び取付工具		3		
			測定又は検査工具	5							
		器 具 及 び 備 品	事務机・	15	複写機・計算機	5	広 告 器 具	金属製	10		
			椅子					その他	8	その他	5
			応接	接客業用	5	電子	パソコン	4	金庫	手さげ金庫	5
			セット		その他					8	計算機
			陳列たな・ ケース	冷凍機付又 は冷蔵機付	6	インターホン・ 放送用設備	6	理・美容機器		5	
				その他	8						電話設備・通信機器
			テレビ・ステレオ等音響機器	5	試験・測定機器	5			6		
			冷暖房用機器	6	カメラ・映写機・ 望遠鏡	5				歯科診療用ユニット	
			電気冷蔵庫・洗濯機	6	写真製作機器	8	自動販売機・両替機		5		
										その他電気ガス機器	看板・ネオンサイン

償却資産とその耐用年数 別表（２ 機械及び装置）

設備の種類及び細目		耐用年数	設備の種類及び細目		耐用年数			
食料品製造業用設備		10	化学工業用設備					
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10						
繊維工業用設備								
炭素繊維製造設備								
	黒鉛化炉	3						
	その他の設備	7						
その他の設備		7						
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8						
家具又は装備品製造業用設備		11	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備					
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12						
印刷業又は印刷関連業用設備						塩化りん製造設備		4
デジタル印刷システム設備		4				活性炭製造設備		5
製本業用設備		7				ゼラチン又はにかわ製造設備		5
新聞業用設備						半導体用フォトリソスト製造設備		5
	モノタイプ、写真又は通信設備	3				フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備		5
	その他の設備	10				その他の設備		8
その他の設備		10	石油製品又は石炭製品製造業用設備			7		
鉄鋼業用設備			プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）			8		
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5	ゴム製品製造業用設備			9		
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備			9		
	その他の設備	14	窯業又は土石製品製造業用設備			9		
非鉄金属製造業用設備								
	核燃料物質加工設備	11	ガス業用設備					
	その他の設備	7		製造用設備	10			
金属製品製造業用設備				供給用設備				
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6		鋳鉄製導管	22			
	その他の設備	10		鋳鉄製導管以外の導管	13			
				需要者用計量器	13			
				その他の設備	15			
				その他の設備				
				主として金属製のもの	17			
				その他のもの	8			
			熱供給業用設備		17			
			水道業用設備		18			
			通信業用設備		9			

設備の種類及び細目			耐用 年数	設備の種類及び細目			耐用 年数	
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）			12	放送業用設備			6	
				映像、音声又は文字情報制作業用設備			8	
				鉄道業用設備				
				自動改札装置		5		
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）				その他の設備		12		
				道路貨物運送業用設備			12	
				倉庫業用設備			12	
	金属加工機械製造設備	9	運輸に附帯するサービス業用設備			10		
	その他の設備	12	飲食料品卸売業用設備			10		
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）			7	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備				
				石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）		13		
				その他の設備		8		
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備				飲食料品小売業用設備			9	
	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	6	その他の小売業用設備					
	プリント配線基板製造設備	6		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備		8		
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5		その他の設備				
	その他の設備	8			主として金属製のもの	17		
					その他のもの	8		
電気機械器具製造業用設備			7	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）				
情報通信機械器具製造業用設備			8		計量証明業用設備		8	
輸送用機械器具製造業用設備			9		その他の設備		14	
その他の製造業用設備			9	宿泊業用設備			10	
農業用設備			7	飲食店用設備			8	
林業用設備			5	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備			13	
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備				その他の生活関連サービス業用設備			6	
	石油又は天然ガス鉱業用設備			娯楽業用設備				
		坑井設備	3		映画館又は劇場用設備		11	
		掘さく設備	6		遊園地用設備		7	
		その他の設備	12		ボウリング場用設備		13	
	その他の設備		6		その他の設備			
漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）			5			主として金属製のもの	17	
水産養殖業用設備			5			その他のもの	8	

設備の種類及び細目		耐用 年数	設備の種類及び細目		耐用 年数
総合工事業用設備		6	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備		
電気業用設備			教習用運転シミュレータ設備		5
電気業用水力発電設備		22	その他の設備		
その他の水力発電設備		20	主として金属製のもの		17
汽力発電設備		15	その他のもの		8
内燃力又はガスタービン発電設備		15	自動車整備業用設備		15
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備			その他のサービス業用設備		12
需要者用計器		15	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの		
柱上変圧器		18	機械式駐車設備		10
その他の設備		22	その他の設備		
鉄道又は軌道業用変電設備		15	主として金属製のもの		17
その他の設備			その他のもの		8
主として金属製のもの		17			
その他のもの		8			

償却資産減価残存率表（旧定率法）

◎減価償却可能限度額は、取得価額の95%までです。残存価額＝取得価額×0.05

耐用 年数	残存率 (前年前取得)	残存率 (前年中取得)	耐用 年数	残存率 (前年前取得)	残存率 (前年中取得)	耐用 年数	残存率 (前年前取得)	残存率 (前年中取得)	耐用 年数	残存率 (前年前取得)	残存率 (前年中取得)
			14	0.848	0.924	27	0.918	0.959	40	0.944	0.972
2	0.316	0.658	15	0.858	0.929	28	0.921	0.960	41	0.945	0.972
3	0.464	0.732	16	0.866	0.933	29	0.924	0.962	42	0.947	0.973
4	0.562	0.781	17	0.873	0.936	30	0.926	0.963	43	0.948	0.974
5	0.631	0.815	18	0.880	0.940	31	0.928	0.964	44	0.949	0.974
6	0.681	0.840	19	0.886	0.943	32	0.931	0.965	45	0.950	0.975
7	0.720	0.860	20	0.891	0.945	33	0.933	0.966	46	0.951	0.975
8	0.750	0.875	21	0.896	0.948	34	0.934	0.967	47	0.952	0.976
9	0.774	0.887	22	0.901	0.950	35	0.936	0.968	48	0.953	0.976
10	0.794	0.897	23	0.905	0.952	36	0.938	0.969	49	0.954	0.977
11	0.811	0.905	24	0.908	0.954	37	0.940	0.970	50	0.955	0.977
12	0.825	0.912	25	0.912	0.956	38	0.941	0.970			
13	0.838	0.919	26	0.915	0.957	39	0.943	0.971			

マイナンバー制度について（お願い）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、償却資産申告書の様式に個人番号・法人番号の記載欄が追加されました。これにより、個人番号を記載した申告書を提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行います。

申告の際は、以下の確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は確認資料の写しを添付してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や e L T A X による電子申告の場合には、本人確認資料の提出・添付は不要です。

本人が来庁	同封申告書で（海津市が住所、氏名等を印字したもの）申告		次のいずれかの書類を提示 ・個人番号カード ・通知カード ・住民票（個人番号を記載）
	同封申告書によらない申告	同封申告書を添付	次のいずれかの書類を提示 ・個人番号カード ・通知カード ・住民票（個人番号を記載）
		同封申告書の添付なし	次のいずれかの書類を提示 ・個人番号カード + 顔写真付き身分証明書 （免許証やパスポートなど） ・通知カード + 顔写真のない公的書類 （保険証・年金手帳など） ・住民票（個人番号を記載）+ 顔写真付きの身分証明書
代理人が来庁	ア～ウまでのすべての書類 <u>ア. 代理人であることを証明する書類（委任状など）の添付</u> ※同封申告書で申告する場合、同封申告書を添付する場合は不要 <u>イ. 代理人自身の本人確認書類（顔写真付き身分証明書、税理士証票など）の提示</u> ※代理人が法人で、来庁者が従業員である場合は、そのことを証明する書類の提示も必要 <u>ウ. 申請者の個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票のいずれかのコピーの添付（個人番号カードの場合は両面のコピーが必要）</u>		